

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<総括審査>

開催日時 平成29年9月29日(金) 13:02~14:30

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

小泉 米造 委員長

清水 勉 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

田尻 匠 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

村井 副知事

一松 副知事

辻本 総務部長

中 危機管理監

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

森田 観光局長

土井 健康福祉部長

福西 こども・女性局長

林 医療政策部長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

中川 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

山田 県土マネジメント部長
金剛 まちづくり推進局長
西川 水道局長
吉田 教育長
安田 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまから会議を再開します。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

質疑があれば、ご発言願います。

○山中委員 それでは、私から2点、知事にお聞かせいただきたいと思います。

まず初めに、京奈和自転車道についてお聞きします。

京奈和自転車道は、皆さんご存じのように、京都府の嵐山から和歌山県の和歌山港までを結ぶ全長約180キロメートルの自転車道路であり、京都府側の約45キロメートルの京都八幡木津自転車道線はできていますし、また、和歌山県側の約60キロメートルの紀の川自転車道線も既に完成しています。さきの答弁で、2020年までに整備し、京都府から奈良県、そして和歌山県へと一気通貫される自転車道路となると伺いました。

そこで、1問目は、京奈和自転車道が3府県にまたがってつながることは、奈良県にとってどのような意義があるのかお聞かせ下さい。

2問目は、一気通貫した京奈和自転車道の整備に伴う効果についてお聞きします。

3問目は、2020年までに未接続の区間を解消して整備されると伺っていますが、自転車の走行にとって快適性、安全性は極めて重要な要件だと思います。これをどのように確保されるのか、お聞かせ下さい。

○荒井知事 京奈和自転車道についての質問ですが、今、山中委員がご紹介のとおり、京都の嵐山から和歌山港まで至る全長約185キロメートルの自転車道です。木津川沿いが整備されていますし、紀の川が整備され、吉野川も整備しようと。真ん中の大和平野から吉野のあたりが整備されると、長距離の自転車道になるという構想です。そのようなもくろみはどのような発想からということも最初の質問にあったと思いますが、既にある京奈

和自動車道を模した名前ではありますが、今、自転車の旅は、オートバイの旅とはまた違い、1日に行く距離は限りがありますけれども、泊まりがけも含めて長距離に、団体または小グループで景色のいいところに行こうという旅の形になっています。そのための自転車も旅行の大きなモードになってきている。それを環境整備することによって、この奈良盆地のいろいろな観光地をめぐっていただける機会があるのではないかという発想が中心です。そうしますと、この木津川、吉野川、紀の川の川沿いの自転車道の真ん中をつなぐことができれば、その大和平野にある飛鳥地方、山の辺の道、葛城など、大変広く寄り道のできる地域があることが奈良の特徴ですので、真ん中を縦貫する自転車道があれば、ほかの木津川沿いで一直線に嵐山に向かうよりも効果が大きいという発想です。

それと、実は琵琶湖周遊自転車道の整備が進んでおり、滋賀県知事と話をしましたが、このような自転車道ができると、琵琶湖周遊自転車道と一体となって大きな自転車道のネットワークができるということです。和歌山から琵琶湖の北まで旅行ができることとなります。その間には自転車の宿泊施設もあり、宿に泊まったら、次の宿まで宅配で送ってもらうというサービスも整備し始めているところです。概略を申し上げましたが、そのような発想で新しい観光モードをつくって行こうというのが発想の基本です。とりわけこの国中と言われる大和平野は大変平べったい地域ですので、自転車の利用者にとって大変走行環境のいい地域であり、また、いろいろな古い史跡などが残っていますので、それを自転車であれば、大変小まめに見られるというメリットがあります。自動車だと、なかなか細かいところに入れないということがあり、思わぬところを自転車で発見するということがありますので、奈良にとっては大変な効果になると予感しています。

また、自転車で走られますと、道の安全がよくないと、自由民主党の谷垣前幹事長なども、どういう事故かわかりませんが事故をしておられるように、重大な事故になる可能性がありますので、自転車道の安全、また、自転車走行の際の歩行者の安全を確保する必要があります。木津川に比べると、大和平野を走る自転車道は自転車専用道路ばかりでつくれるものではありません。自転車の空間は確保すべきで、また確保したいと思いますし、安全性の配慮を最大限したいと思います。また、ならクルという自転車案内板を数年前から整備しています。ならクルの案内板を見ると、どこまで何キロメートルあると、こちらに行くのか、後ろに戻るのか、曲がるには必ず、飛鳥に行くのはこちら何キロメートルというような案内板を立てるように、整備を進めています。案内板と道路の走行環境の整備は、安全と快適という観点からは極めて重要だと思いますが、そのような自転車の

走行環境の整備を徐々に進めていますので、京奈和自転車道の安全と、その周りの平野を通られる自転車道の安全とを一体的に整備を進めることができればと思っています。

○山中委員 意義、効果、さらには安全性にということまで言及をいただきました。今、知事におっしゃっていただいたように、案内板ということで、サイン設置がどんどん進んでいると思いますし、また京都府、奈良県、和歌山県に共通するサイン設置もこれから考えていただけたらと思います。よろしく願いをしておきます。

続いて、(仮称)奈良県国際芸術家村の整備についてお聞きします。

一昨日の質問で、文化財修復、そして、展示等の整備状況や改装までのスケジュールなどについてお聞かせいただきました。そうした中で、文化財修復、展示等では、一部の機能は県が直接、管理するのが望ましいといった検討委員会の報告があります。奈良県では現在、宮大工の県職員といった珍しい制度を含め、奈良における社寺の建築技術が伝承されてきたことから、文化財の保存、修復に係る後継者の育成などに重要な拠点になると考えています。

そこで、当該施設の整備により、もたらされる効果についてお伺いします。

○荒井知事 文化財の修復は、大きな事業の分野です。文化財の修復を中核とした文化活動事業は、例えばACCUというユネスコアジア文化センターなどでも行われていますし、元興寺のような私立の宗教法人でも行われてきています。これは、日本の中でも相当レベルの高い優秀な文化財修復と展示の事業をされているということです。奈良はそのような土壌と申しますか、環境があると思います。その文化財修復について、仏像だけではなく、おっしゃいました宮大工の技能継承、あるいは瓦の技能継承、奈良は瓦発祥の地ですので、そのようなことも考えられます。また、国際と名をつけていますのは、外国にある文化財修復事業、例えばJICAとタイアップして、ここで文化財修復事業の研修をするということも可能です。橿原考古学研究所の考古物の修復や発掘については、シリアと、これはJICAの肝いりでもあったかと思いますが、シリアの人の教育訓練、研修に橿原考古学研究所が全面的に役に立っているといったような資源も奈良県にはあります。この新しい拠点においては、今までの活動をさらに幅広くすることと深めることで、文化財修復を軸にした奈良らしい文化活動が大いに期待されると思っています。

○山中委員 国際芸術家村という冠を持ち、国内だけではなくて、国際的な視野もという話を伺ったわけですがけれども、私はかつて、国土交通省が国の職人文化、ものづくり文化の再興を担う人の育成をしようということで、わざと心の両面から人づくりを図っていく

ことを目的とした国家プロジェクトとして大工育成塾を創設されました。平成15年のころだと思います。そしてまた、奈良県では宮大工棟梁として名をはせられた西岡常一さんの存在も忘れることはできないと思います。そのような思いから、ぜひとも誇りある職人文化、また、ものづくり文化の拠点としていただきたいと思いますので、この点を強く要望しておきます。

整備基本計画や、構想等検討委員会の資料が、既にホームページでも掲載されています。その中に、例えば利用ということで、年間利用者数及び経済波及効果などについて掲載があります。この中では、年間利用者数予測が約55万人、1日当たりになると1,500人來られる計算になろうかと思えますし、また、年間の県内の経済波及効果が約18.6億円と記載されています。そして、雇用誘発数も約190人と書かれています。こうしたことから言いますと、この奈良県の、仮称ですが、国際芸術家村の整備が進んでいくことが大変大きな経済効果を含めて、もたらされると思っています。

その一方で、先ほど申しました整備基本計画の中には概算事業費で、およそ95億円を想定されています。この中には、もちろん交付金も使われていますが、やはり多額の税金が使われるのも事実です。そうした意味から、しっかりとした管理運営に当たっていただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○太田委員 私からも、2問質問させていただきます。

まず、第1問目は、今回、水害が起きましたので、この予算審査特別委員会の中では、各課にこの問題について取り上げさせていただきました。とりわけ今回、大和川流域における総合治水の推進に関する条例が制定されるということですので、今後の推進のために必要と考える取り組みについて、まず第1点は、この条例の事業者への周知について、もう1点は、関係調査への取り組みへの支援についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○荒井知事 奈良県で洪水被害が起こらないようにというのが基本的な願いであります。具体的には床上浸水が起こらないように、もちろん当然ですが、家が流されることのないようにというのが願いです。大和川で大氾濫が起こった経験もありますし、今、日本各地で降っている程度の雨が大和平野の上に降れば、大洪水になることはほぼ確実のように見えます。幸いに大和平野の上に降っていないということですが、それでも、集中豪雨があると、大和高田市のあたりで床上浸水がわずかでもあります。それから、洪水はどうしてそこで起こるのかという情報を集積して、対応策の検討を現在、ずっと続けています。

まだ具体的にこのくらいの雨がここに降ったら、道路にしる、床下にしる、床上にしる、ここでどのような浸水が起こるのかということがまだ合理的に解明されるまでには至っていません。しかし、それを積み重ねて少しでも起こらないようにするのが基本的な願いです。その中で総合治水条例は、その根幹になる条例です。今までは大和川に平野の水が全て集まってきます。支川であふれないようにして大和川に流し、大和川から堺のほうへ流すのが基本ですが、本川があふれると大洪水になり、支川があふれると床上浸水になりますので、そのときに、流すというのは基本ですが、どうしても亀の瀬がありますので、ためることに重点を置いて直轄遊水地を利用しようとしています。ためるときは支川の内水対策ということになりますが、先ほどの市町村への周知は、その点に大いに関係します。ためるためには、水がつくところだけで水をためる場所をつくるのは効果的ですが、昭和57年の水害対策では、上から順次ためていこうという構想でした。そうすると、上のほうがなかなかため池をつくってくれなかったというのがこの30年間の出来事です。1つは、上からつくってくださいということです。大和高田市にとっては、御所市、葛城市でためてください、王寺町などにとっては、生駒市からためてくださいということをもう一度やるということです。それは、上下の支川の市町村で連携をして取り組んでもらおうということです。高田川流域、あるいは葛城川の市町村で、ためるをどこで行うのかということに取り組んでもらう。それに県が、奈良モデル的に補助をしていこうという思想が一つ入っています。これは、支川の溢水をなくそうという思想です。

また、そういう面で市町村への周知と、もう一つは、控えるという面が入っていますが、今まで開発による調整池の開発によるレベルが3,000平方メートルで、少し大き目の開発しか義務を課していませんでしたが、ミニ開発が進んできている実情から、1,000平方メートルまでに、小さくともため池をつくりなさいという義務を課そうということです。これは事業者が関与するということです。このような基本的な水をあふれさせないということについて、事業者も関係市町村も結集して、県が応援する。国は大規模な遊水地をつくることで、関係者が今までにないほど結集する元手になるのが今度の総合治水条例だと思っています。太田委員の質問はそのような思想、あるいは具体的な役割分担を周知徹底しなさいということです。できるだけそのようにしたいと思っています。今まで総合治水条例をつくる過程で、市町村には何度もサミットを通じてこのような考えを述べていますので、それをまた徹底したいと思えますし、事業者にとっては、とにかく条例ができると、しっかりとした規制になるわけです。開発許可の申請があると、市町村

が抜かりなく、そのため池がある程度できないと開発できませんという具体的な規制が発生するのは大変大きなことです。周知だけではなしに、規制の実行は大変大きな効果になるかと思っています。このような総合治水条例をもとにして、本当に水がつくケースがなくなることを、これを機会に願っているところです。

○太田委員 今回、条例がつくられるということで、知事も浸水被害からの県民の生命や財産、身体、これを保護するための条例だということを述べておられます。かねてから私も、この上流でのため池治水がなかなか進まないということで、本会議でも何度もこの問題について取り上げさせていただいたのですけれども、この条例ができるのは一つの大きなきっかけかと思っています。その際に、この条例が理念やかけ声で終わってしまうということではなしに、事業所であったり、関係市町村や住民の皆さんが本当にこの条例をよりどころにして取り組むことで波及的な効果も生まれてくると思っています。ぜひこの点については、先ほど知事からも話がありましたけれども、この条例を一つのきっかけとして、本当にさきの水害においては、今まで水がついたことのないようなところでも水害が起こっていますので、大いに取り組みを進めていただきたいと思います。

2点目ですが、先ほど山中委員からも質問があり、(仮称)奈良県国際芸術家村について、拠点整備や集客、経済効果の見込みはお聞きしましたけれども、県も投資をしながらの運営という点について、知事にお伺いをします。

○荒井知事 運営は大事だということは一般的に申し上げていますが、こういう施設は運営こそ大事だとつけ加えたいと思います。運営によって経済効果も生まれますが、運営のあり方は、県の施設でもありますので、県が基本的なコンセプトを提示して、関係者と一緒にやりましょうということです。一緒にやる中での基本的な考え方になりますけれども、先ほど山中委員の質問でもありましたように、文化財の修復が大きなメーンの軸となる事業ですけれども、文化財修復の関係者だけが来るのかということではありません。文化財修復のいろいろな現場をガラス越しに見てもらおうとか、場合によっては、市民にそのまねごとをしてもらうオープンキャンパスの発想があります。オープンキャンパスの発想を実行する主体が要るわけです。それが県が直営でもあるわけです。できれば民間の団体に個別にやってもらおうか、総合的にやってもらおうか、施設運営のあり方ということで、これからの大きな課題ですが、運営の基本的な考え方は、県の施設ですので、県が提示する。施設の利用の中で、文化財修復だけではなく、文化財の修復というテーマを通じて、市民参加というのが一つ。もう一つは、市民が参加されて、例えば3時間も4時間もいた

ときに、食べるところが何もないと困るということで、アメニティーといいますか、そこで数時間も滞在できる施設が要る。それはカフェやレストランということですが、さらに、農村地帯ですので、農村の振興と文化財の活動をあわせようという思想が入っています。天理の山の辺の道周辺で今も農村振興の活性化の団体がありますが、そのような団体にも参加していただいて、農産物直売所をつくり季節のものを売ると、にぎわいが発生します。農産物直売所単体だけだと、物を買いに来て帰る。文化財の修復を見に来たときに、余分の時間を農産物直売所で過ごす、子どもが絵を描いたり粘土をこねたりしている間にお母さんは買い物をしたり、食事をしたりといったような複合的な、一体的な施設の運営を構想しており、そのための施設のレイアウトをしています。そのようなことで運営が大事だということですので、それを直営でやるのか、民間でやるのかはこれからですが、できれば民間のこのような場所での一体的な参画があればと思っています。文化という目に見えない、食べられないものが軸になると、食べられるものが軸になるということと、それと農産物をはじめ、木工品でも修復の職人のたくみの芸の土産品を買って帰るといったことを複合的に提供できる施設にしたいと思います。また、外国人も含め、芸術家、特に東京藝術大学の人などが長期滞在をする場所は、昔の日吉館と、その近くの東京藝術大学分室があるわけですが、あの近くには多摩美術大学の分校がたしかあったと思います。そのような美術系、芸術系の学校の分校としても適地として見てこられたところもありますので、滞在場所、宿泊場所の整備が民的な資本でできた。そのような一体的となった施設によって、来訪者、消費額は予想より上振れするように努力をしていきたいと考えています。予測ですので、もちろん下回る危険性がないわけではありませんが、努力することによって、来訪者55万人を少しでも上回るように、だんだん周知されると、必ず定着して上回るようになるかと思っています。大変ユニークな活動のコンセプトであるとは思っていますので、これだけの投資をしますが、太田委員がお述べのように、運営が本当に大事な要素だとは思っています。

○太田委員 まず、国際芸術家村ということで、修復をしているところを見てもらうことがこの施設の大きな目玉かと思っていますのですが、先ほど知事からも話がありました元興寺での修復作業が、現在、公開されているということで私も行かせていただきました。実際に本物の仏像や、絵画を修復している作業を見せていただくことは、本当に素人目から見ても興味のあるものだと思うのですが、ただ、この元興寺の場合は、大体4月から5カ月間ぐらいはなかなか修復するものがないと、年度初めから5カ月間ぐらいはそういうも

のがないということで、長期にわたって閉めていらっしゃるって、見学するのは残りの期間でやっていただくということです。今回のこの施設で文化財の修復を見てもらうのは重要な施設の一つだと知事もおっしゃいましたけれども、その点、通年でそういったことが可能なかどうか。その点についてお伺いします。

○荒井知事 文化財は物によりますけれども、必ず劣化して壊れます。修復を待っている文化財が随分あると思います。今、文化財の保存と活用について、文化財審議会の議論が活発になっています。先日、文化財審議会から呼びがあり、奈良県知事に文化財審議会の特別部会の委員になってほしいということです。例えば60日しか文化財の所有者のもとを離れてはいけないことになっている。すると、60日以上修復が修復所ではできないので出さないと、こういう文化庁のルールがあるのですが、それを外そうかという議論がなされています。それは私は賛成ですので、ぜひそうしてくださいと、こういう例もありますからということをお述べようかと思えます。文化財の修復は予算的なこともありますけれども、世の中には修復をしなければいけない文化財がたくさんあると思っています。元興寺は身の回りにあるものと、集めてくるものと、60日ルールや予算などのいろいろな制約もあつたりすると思うのですけれども、世の中に修復を待っている文化財はたくさんあるように思います。また、木造仏像は奈良県、日本の得意の分野です。仏像と、高松塚の壁画の修復や絵画の修復なども世の中に達人はおられますが、壁画の達人が依拠する場所は、元興寺はその一つですけれども、余りない状況ですので、奈良県の県営修復所は、国際的にも名をはせると思えます。外国の修復文化財を持ってきて修復してもらおうとか、日本の名人に修復に取りかかってもらうということも考えられると思います。それも運営、運用の技術なりを伸ばしていく必要がある分野だと思っています。

○太田委員 国際芸術家村は、修復や保存の拠点ということですが、委員会の中で、奈良県の中では主に文化財の修復というと、板金、屋根工事、金具工事、左官、建具など8つあるとお聞きしたのですが、それが全て入るわけではないとお聞きしているのです。私は、まず、奈良県の文化財をこれからどう保存し、修復していくのかという計画があつて、施設ができるという順序だと思うのです。けれども、今回は既に図面のようなイメージもできていて、そこに入るものをこれから検討していくというのは、順序としては違うのではないかと思うのですが、その点、知事はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○荒井知事 この国際芸術家村の中の文化財修復センターは、国際がついている村の中身ですので、県内の文化財の修復所という意味ではありません。広く集めて、ここを文化財

修復の拠点にしようと、ユネスコアジア文化センター（ＡＣＣＵ）もここに来るとい
うことです。その修復の資源といいますか、修復のパワーをここで結集してもら
うのが一つの大きなことでしたので、県内の文化財をここで直すという発想とは
全く違うということをまず申し上げたいと思います。

そのようなことをなぜ奈良県がするのかですが、県内のいろいろな匠の継承
による実績があり、文化財修復の長年の現場であり続けたわけですので、その
誇りを持って文化財修復の現場をつくるというのは今までしていなかったのだ
と世間から言われているような状況かと私は感じています。したがって、構
想等検討委員会をつくったときに、ぜひそのような拠点をつくられたらどう
かという熱い言葉がたくさん来たように思っています。そのようなことがこの
ような場所で実現するのは、奈良県らしく、また、発展性の高い事業のよう
に感じているところです。

○太田委員 私はやはり、奈良県の中で文化財で本当に後継者が不足して、
なかなかうまくいかないといった問題もさまざまお聞きしていますし、また、
元興寺のような頑張っておられるところでも支援を求める声も聞いており、
まずは、やはりそこで本当の支援に取り組むべきだと考えています。今回は
国際芸術家村構想ということで知事からいろいろ話がありましたけれども、文化
財の修復という取り組みを、まず、県内の中から進めていくべきだというこ
とを意見として申し上げまして、終わります。

○田尻委員 2点質問をします。

まず最初に、知事が強く思いを寄せておられる平城宮跡内を運行している近
鉄奈良線の移設についてです。この問題については、知事もいろいろな記者
会見や、機会あるごとに最近の思い、取り組み等について述べられ、いろ
いろと構想的なことをおっしゃっているように聞き及んでおりますが、こ
れは長い間の懸案であって、一向に進まない現実があります。そんな中で
一つの大きな問題に、西大寺のあかすの踏切があります。この問題につ
いては、長い間、この県議会の本会議や委員会等も通じて、1時間に42分
や47分開かない、通行できない、西大寺のまちを分断している、救急車
両の問題、経済の活性化を妨げているという地域の問題を含めて、一向に
動かなかつたのが今日までのことです。しかし、知事の強い思いを持って、
県や奈良市、あるいは近鉄との協議会、検討をしようということでスタート
をされたと聞き及んでいます。

そこで、現在、知事の思いや、知事が考えておられる構想は、具体的な
思いがかなり入っているように聞き及ぶところですが、この点について知
事の思いをこの予算審査特別委

員会で私どもに述べていただきたいと思えます。

○荒井知事 近鉄線の移設、西大寺－奈良間の移設というテーマです。近鉄線がどうして西大寺駅に行ったのかには歴史があります。今の尼ヶ辻あたりから上の伏見村に移ったわけです。これは計画の北上運動があつて、その結果、当時はもう100年以上も前のことですので、平城宮跡という意識がないまま、平城宮跡を通過したという残念な歴史があります。その後、幸いに平城宮跡を跡地として復元しようという大きなことがありましたので、平城宮跡の大極殿、また、大極殿院の整備が進むと、公園として公園の中を電車が通っているのはどうも目ざわり、障害物になってきたというのが一つ流れとしてあります。また、今おっしゃいました西大寺の踏切と、もう一つは、新大宮の踏切が大きな課題です。新大宮の踏切は、新奈良駅ができますと、西九条佐保線が北上するところです。あの踏切はぜひなくしたいと思うのですけれども、現線で高架・地下にするか、大宮通りに移して、地下にして立体交差するかという大きな課題があります。私のアイデアでは、新大宮駅を地下に移したほうがいいのではないかという発想を近鉄にぶつけているわけです。踏切問題は西大寺が顕在化していますが、新大宮の踏切も、西九条佐保線が通りますと、必ず顕在化する。今でもひどい通行量ですので、顕在化するということが両端に挟まれた近鉄線の移設という大きなテーマだと思っています。

また、それとともに、西大寺駅を立体交差化すると、ホームの位置が今の東向きか、南の大宮通りを向くか、一体化して考える必要があるという考えを近鉄に述べています。近鉄は移設には反対されているのですが、どうして反対か、代案はあるのか、今のまま放置しておくのかを、きつく追及していますが返事がないので、放置する気だということで怒っています。怒りを共有してほしいということです。放置というのは、長年、奈良県で生きてきた鉄道事業者としては本当に許されないと思えます。いろいろな経験がありますけれども、日本の中であんなにひどい駅はないと思っています。そのような勢いでしています。西大寺駅の立体交差と線路を大宮通りに移設するという考えを構想として、私のアイデアとして近鉄に示している。それに対して、どのように困るのか、代替案はあるのかを事務的に詰めてくれているところですが、今まではあまりこれといった反応はないという状況です。私の案は、大宮通りに移して、大宮通りの真ん中に線路を通す。木簡があるので、平城宮跡の南は地上か2階で通して、朱雀大路が開業するので、道路は南へ少し広げるといった構想ですから、朱雀門前駅ができたらい。国道24号バイパスのあたりから地下に入って、地下道で新大宮、新大宮駅を大宮小学校の前あたりにつくる。もしでき

たら、油阪駅を復活して、JRと結ぶ。東向はそのまま、登大路のバスターミナルの駅と萱につながる新駅をつくる。西大寺駅の次には朱雀大路駅、新新大宮駅、油阪駅、東向駅、登大路駅、萱駅と。1つは旧駅ですが6つの新駅をつくって、奈良市内の市内地下鉄ということで、奥に行く奈良公園へのアクセスをよくし、駐車渋滞を解消できないかという構想を近鉄に提示しているわけです。近鉄の協力がないとできない事業です。ただ、このような大きな連続立体交差事業は各地で随分進んでおり、大きな予算を要求して、順番を待たなければいけません。奈良市と近鉄とが合意して要求ということになりますので、できるだけ早く要求ができるように、そのような案ができることを願っている状況です。

○田尻委員 知事の強い思い、あるいは具体的な構想をお伺いし、ぜひともその思いを県民の皆さんと一緒によりよい形で進めていただけるように、我々も全面的にご支援申し上げたいと思っています。西大寺駅の踏切もそうですし、新大宮の東側の踏切、あるいは市役所の東側の踏切も総合的に含めて、交通の安全や救急車両の運行、また、知事がおっしゃった地下の新駅等々も含めて、新しい奈良の観光戦略の大きな柱になろうかと思っています。近鉄サイドの考えもお伺いし、聞き及ぶところによると、近鉄もいろいろ考えてみたけれども、妙案はなかなか浮かんでこないのが現状かも知れません。費用の問題であったり、工事に取りかかったとき代替運行の問題、期間的な問題等々も含めて、かなりハードルが高いように思っています。鉄道事業はどこも一緒ですが、多くのハードルを越えながらしていかななくてはならないということもあります。また、近鉄やいろいろな関係者の皆さん方と話をしますと、現在の西大寺駅から近鉄奈良駅までの間にかかる時間と比べた時に、仮に新しい路線ができたときの時間が今よりも遅くなることになれば、これは一つの高いハードルとなるという話も聞き及んだことがあります。いろいろハードルは高いかと思いますが、いろいろな角度から新しい平城宮跡のお客さんにお見えいただく、JWマリオットホテルや新しい県営プール跡地等も含めて、本当にすばらしい副都心としての大きな中心になろうかと思っていますので、ぜひともこの強い思いを持っていただきながら、県民の皆様方と一緒に支援していきたいと思っています。

それでは、2点目ですが、空の安全性についてお伺いします。

知事にもご出席いただきましたが、9月9日にこの県議会の第1委員会室で関西広域連合議会の防災医療常任委員会が初めて奈良県の地で開かれました。関西広域連合に加盟の議員や関係者の皆様方に、たくさんお見えいただき、奈良の地に久々に足を運んでいただいて、きれいな景観や、若草山等々含めて、非常に喜んでいただいたところです。そんな

中で、その委員会で私も質問しましたが、知事にもご出席いただいていたので、本来ですと、兵庫県の井戸関西広域連合長、あるいは神戸市長にもお見えいただいて答弁をいただくところでしたが、北朝鮮のミサイル問題があり、出席がままにならないということで、最終的には荒井知事だけのご出席でした。そのときに申し上げたことが、北朝鮮のミサイルの問題です。本当にどこへ飛んで、どのような、いつ何どき、365日、24時間、時間と場所を選ばない大変な恐怖と脅威を覚えるところですが、この空の安全性について関西広域連合だけではなくて、やはり奈良県としても取り組んでいく問題があるかと強く思っております。また、山添村に、プライベートジェットが墜落いたしました。皆様方もご承知のとおり、きれいで穏やかで本当によい山添村は、遠いように思いますが、この県庁からでも車でわずか40分ほどでこの場所に着いてしまうという近距離です。8月14日にたまたまお盆休みでゴルフをされていた方が、その墜落のプライベートジェットを見られたようで、真っ赤に燃えながら墜落する飛行機だとは思っていなかったもので、北朝鮮からミサイルが飛んできたと一緒にグリーン上で伏せて、110番、あるいは関係機関に北朝鮮からミサイルが飛んできたとおっしゃって、震えたようです。八尾空港から発着をするプライベートジェットが非常に多い中で、ここ最近の報道等も見ましても、旅客機からいろいろな部品や、機材が落下している問題があります。また、奈良県も皆様方のいろいろな思いや税金等により、県の防災ヘリやまと、県警ヘリのあすか、そして、ドクターヘリの運航も3月21日に開始され、知事からの本会議の答弁にもありましたように、もう半年の間に187回も運航をされたということです。沖縄県に行ったときに、沖縄のドクターヘリの関係者の皆様が、沖縄の空は大渋滞をしているので、離発着についても大変待ち時間が多くて、危険性を伴いますとおっしゃっておられました。特に向こうの場合ですと、自衛隊の航空機がありますので、そういう面では渋滞もわかります。そんな中、これから奈良県としても、J-A L E R Tや南海の巨大トラフ地震や首都型地震等、いろいろな可能性を考慮して、空の安全性の確保対策をしていかななくてはならないというところだと思います。奈良県として空の安全性の確保について、これからの取り組み、あるいは知事の考えについてお伺いしたいと思います。

○荒井知事 小型機と北朝鮮のミサイルでは大分違うと思います。空から危ないのが来るという点では同じですけれども、コントロールできるのか、できないのか、予測はつくのか、つかないのかということでも違うと思います。旅客機も含めた自家用機の空の安全性は随分向上しています。自動車事故のほうが本当に危なかったわけですから、今や自

動車も自動運転で安全性が向上している状況です。空の安全性は、随分向上しているのが実態です。例えば伊丹－東京間の旅客機、民間航空は世界一安全で時間が守られた運航になっていますので、空の安全の要素はパイロットと航空機と管制とある中で、運航の管制が向上したことがそのルートの安全が増した理由だと思います。今度の山添村の墜落は機材のような感じがいたします。小さな飛行機の新しい機材の不具合があったように思います。これは大きなシステムというよりも、機材の話なので、県の行政関係からは取り付く島もない分野であろうと個人的には感じています。空の安全は願いますけれども、県の役割いかん、あるいは広域連合の役割でもいかんということになりますと、空の安全は国際基準でできるだけアップしようというのが基本で、アメリカのF A Aという航空機関、また、I C A Oというカナダの国際民間航空機関の主導のもとに空の安全が向上している状況ですので、恐縮ですが、私の感覚では、地方の行政の寄りつく分野は余りないと感じています。来たときにどう逃げるかという類いの話はあるのですけれども、めったに起こらないと言って、たかをくくって安心させるなということにはなろうかと思えます。大きな飛行機が落ちてくると、大惨事になるという、空というのはやはり心理的に怖い面があるのですが、統計的には随分安全になってきているということを一いつ申し上げたいと思います。したがって、この前、関西広域連合でご提案されましたけれども、安全確保のために、県あるいは関西広域連合でできることはあまりないと、失礼ながら私は今、感じています。しかし、空からの危害に対して安全を守るべきがあれば、少しでも実行しなければいけないと思っておりますので、また、その方面の勉強も重ねたいと思います。

○田尻委員 一般の県民の皆さん方は、空に何が飛んでいて、何があるかはわかりませんが、最近はかなり地震に対しての皆さん方の意識が高まり、空から音が聞こえてくると、皆、一斉に恐怖感を持つ傾向が強いところです。県行政、あるいは関西広域連合の行政の中でもなかなか難しい取り組み等々の範囲もあろうかと思えます。広い意味で県民の皆様方の安全のために、いろいろな形で取り組みをしていただいておりますが、これからもそういうことをしっかりと考えていただきながら、空の安全性の確保のためにともにご尽力をいただきますことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○清水副委員長 では、2点、質問させていただきます。

代表質問でも質問させていただきましたが、まず1点は、流域下水道の維持管理負担金の現状について、負担金はどうあるべきかという視点から知事に再度、質問させていただきたいと思えます。市町村維持管理負担金ですが、それぞれ、ものを建てる時の負担金

と、維持管理をするときの負担金の2つがあることは皆さんご存じのとおりです。その中で、下水道法第31条の2に、「市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえで、議会の議決を経て定めなければならない」とされているのですが、現状、市町村維持管理負担金の議決は2年に1回です。そして、時によっては期間だけの延長、時によっては単価と期間の延長等が2年に1回議決されています。私たちの思いからすると、この負担金は、それぞれ各市町村が負担すべき金額を、金額総額は予算書の中で明示をされていますので、毎年議決による、その団体意思の決定が必要だと思っています。この点について、まず、知事にお伺いします。

○荒井知事 この分野は予算の単年度主義と違って、インフラの料金ですので、一度決めたら変えないというわけではなく、建設したり構造の変化があったら変えるべきですが、基本的にインフラの料金は、決め方がきちんとしていけば、別に毎年の議決を要するものではないと思っています。

○清水副委員長 完全に法律に違反しているとか、そういう意味合いで申し上げているわけではありませんが、先ほど申しましたように、地方自治法第96条には議決事項が明記されています。この明記されている議決事項の中に分担金、負担金は含まれているわけで、それぞれの自治体、これは県を含む市町村の自治体全てですけれども、単年度予算主義でやっていますので、その単年度で議決をする、県民の皆さんに負担していただく金額はこうですということを知らしめるという意味があると思います。その点について知事のご見解、よろしくお願ひします。

○荒井知事 知ってもらふのと決定する議決というのは、報告と決定というほど大きな違いがありますので、議決は決定のときに知ってもらふのが基本ではないかと思ひます。もし変わらなければ、1年間そうしますという議決もありますし、変わらなければ、数年間議決を有効にしてくださいというものもあります。予算でいえば、債務負担行為みたいなもので、これは料金ですので、毎年、何か表を見ないとわからないというのも煩瑣であろうと思ひます。世の中の公共料金といわれるものは単年度主義にはなっていませんし、これは公共施設の公共料金だと思ひますので、私は合理的なタイミングで変えればいいと思ひます。しかし、毎年の議決かどうかという点については、報告かもしれないというご意見ですので、お知らせを毎年するのは、去年と同じですというお知らせを重ねることが必要であればいたしますけれども、そこまでする必要があるのかどうか。今度、上がるとか下がるとかいうお知らせがないと、以前のままでというお知らせでも、私は有

効性は余り疑いのないところで、親切かどうかという点だと思いますが、今のままでも不親切だとは言えないのではないかと考えます。市町村から特段、奈良県は、不親切だという声も出ておりませんので、そのようには思っていません。

○清水副委員長 法律上の問題ですので、どうのこうのということではないのですが、各自治体におかれては、当然、単価の改正を2年もしくは3年、4年、5年、長期期間において使用料単価を決められるということもあります。知事のおっしゃるように、奈良県側の議決事項ですのでこの奈良県で決めたことを市町村側にお知らせをするという、この辺のことについては、今後も課題が出てくる可能性がありますので、ご検討いただけたらどうかと思います。その時点で結構です。

では、次に行きます。先ほど来、(仮称)奈良県国際芸術家村についての質問が山中委員、そして太田委員からもされました。事業の柱、事業効果、運営の視点で質問がありましたけれども、私は、この(仮称)奈良県国際芸術家村の位置の持つ特性が安全なのかどうか視点を置いて、知事に幾つか質問させていただきます。

まず1点目ですが、図面をお見せしますけれども、これはせんだつての委員会で使わせていただいた図面なのですが、少しわかりやすくしています。この帯の幅がどうかは不正確ですので信用していただく必要はないのですが、この範囲において、大和川東縁断層帯、特にこの杣之内近辺には南北に2本の断層が明示されています。それで、この奈良県の災害想定基準からいきますと、この場所は震度7が想定され、液状化も起こる可能性があるという報告されています。直下型地震の恐ろしさは、我々も間近に阪神・淡路大震災、そして、去年は熊本の震災がありました。この直下型地震が起こり得る可能性のあるこの場所を最適地と判断された根拠はどこにあるのか、お伺いします。

○荒井知事 候補地の選定ですが、東縁断層帯の内部にあることは承知しています。東縁断層帯に例えばマグニチュード7.5の地震が起これば、死者が5,000人を超えるという報告も出ています。その内容は、民間住宅の崩壊、全壊が大きなことであつたと思います。そういう観点からは、奈良県は地震がなかったこともあって、古い住宅が存在しています。これは熊本で起こつたことでもありますけれども、そのほうが知事としては大変怖いと思っています。このあたりにわざわざ建てるのかというご趣旨もあるかもしれませんが、そういう場所でもありますけれども、既存の公共建築物について、その断層帯の北から南まで見ますと、この県庁もその上に建っています。市立奈良病院も建っています。公共的な建物としては国立博物館も天理大学も建っています。次に、新しいのは建ててはいけ

ないという政策をとるべきかどうかということですが、私は、断層帯の上にあるのが私物でも公共建築物でも、ある程度強度があれば倒れない。怖いのは、強度の低い民間の住宅を恐れております。むしろ強度があれば、逃げ込める場所になるという面もあり、そのためにつくるわけではありませんけれども、そのような可能性もありますので、私は、危ないところにまだ建てるのかというご指摘は当たらないと思っています。断層帯の上に原子力発電所があると、いざというときに被害が大きいから、ちゅうちょしようということにはなろうかと思いますが、このような公共建築物は今の断層帯にわざと建てたわけではありませんけれども、建てるのを避けるべきであるとは今は思いません。構想等検討委員会でもこの断層帯にあるということは指摘の上で、ほかの条件が大変すぐれているので、ここでいいということになった経緯があります。

○清水副委員長 100人全てを救う方法というのは、確率論ですので、知事がおっしゃったように、非常に難しい。先ほどの田尻委員へのご答弁にもありました。統計から見て、発生したときにどうかということは非常に難しいと思いますけれども、私が知りうる限りの資料を先ほど示されましたけれども、最終的に平成27年12月に都道府県会館で基本構想等検討委員会の皆さんが決定をされたと、会議録を見ると書かれていました。3回の会議録しかホームページには載っていません。今、知事がおっしゃったように、基本構想等検討委員会の中でこの断層帯の件について触れて、それでも、この地が最適地だと選ばれたというご報告をいただいたのですが、もしも会議録の中にそういうことが確実にあるのであれば、県民の心配事を減らすために、会議録を要約するときに、こういうことも検討した上で決めたということも知らせる必要があるのではないかと、今、感じました。マイナスの要因も、ぜひとも県民に知っていただく必要があります。

次の質問ですが、きのうの予算審査特別委員会の中で、奈良盆地東縁断層帯の位置を特定したのかという質問をさせていただきました。そのときに、特定をしていないという担当者のご答弁だったのです。本来、先ほど知事がおっしゃったように、この地に決めるのであれば、当然のことながら、発生確率の高い場所ということ承知の上で計画するわけですから、災害が発生したときにどういう避難経路をとるのか、ここに来られた方をどうやって守るのかは、行政としての最大の意味を持つわけです。断層帯の位置特定すらしていない状況については、知事はどのように思われますか。

○荒井知事 奈良盆地の東縁断層帯地震が起こったときの救助救済措置計画、備えということであろうかと思えます。この施設ももちろん含めまして、先ほど申し上げたように、

いろいろな施設がここにあります。被害想定では35キロメートルの断層があると言われていますが、死者は先ほどご紹介した5,000人以上、住居全壊が12万棟と、そのような大きな被害の予測が出ているだけの段階です。実際起こったらどうしようかということ、もちろん考え始めていますが、これが起こっても、この被害は大丈夫だということまでの計画は奈良県は持ち合わせておりません。このマグニチュード7.5という大変大きな地震が起こると、大きな被害が出ます。そのときに、地震のマグニチュードが大きいとき、震度が高いときのお伝えは一般的にはしており、とにかく命を助けてください、机の下に隠れてください、あるいは、むやみに倒壊するところに逃げないで、しばらくおさまるのを待ってください、避難所をつくりましょう、といったどこでも適用できる一般的なことを積み重ねて周知をしている状態です。予測されるのは、何もしないと、このぐらいになるということであって、家を強くしましょう、とにかく命を助かりましょう、避難をしましょう、5,000人も想定されるのを減らしましょうというのが、今、一般的に行っていることです。その被害を減らす中で、この断層帯の上に建築制限をすとか、水がたまるから、控えてくださいといったほどの確立した政策はまだ出ていないということです。地震のことで、本当に断層帯が日本のあらゆるところにありますので、それがどの程度の確率で、かつ、広さで起こるのかということはまだ解明されていません。南海トラフでも、いつ起こるのか、どの程度起こるのか、最近ではわかると思っていたのが、わからないと言われて愕然とする面もあるわけです。そのときの備えというのは、とにかく揺れたら、机の下に隠れましょう、危ないところに近寄らないでおきましょうといった一般の避難の備えということで、現在、日本全国で、周知している状況です。さらに助かる方法、備えがないかということはもちろん研究課題であろうかと思っておりますので、研究は進めていきたいと思っています。

○清水副委員長 知事のご答弁を聞いていて、矛盾点も感じたのですが、当然のことながら、防災・減災をするというのは今の流れでもあります。もしも助からなければ、より多くを助ける方法を考えるのが、行政の責任でもあろうかと思えます。ただ、先ほど来、この事業について、事業の柱は何なのか、そして、事業の効果は何なのかをいろいろな角度からご説明をいただきました。ひょっとすると、この施設の中に国宝級のものがおさまる可能性もあります。そういうときに、大きな地震が起こる可能性もある。ただ、起こらない可能性のほうが絶対的には高いかもしれません。ただ、そういうこともあるのではないのかということをご心配しております。総事業費枠が95億円という莫大な費用が投下され

るわけですので、免震、あるいは制震という構造物でその建物をつくるのかどうか。その辺については、今の知事のお考えはどうでしょうか。

○荒井知事 国宝級の仏像や文化財が、ここにあったから壊れてしまったということがあるのではないかと。私は、そういうことはあってはいけません。現在の保存されている寺社のほうがよっぽど怖いと思っています。そこから避難された仏像は助かったけれど、もとの場所にあつたら、大変なことになっていたというような地震の対応ですので、ここにあれば、より安全だと言えるような構築物をつくっていきたいと思います。

○清水副委員長 せんだって、建設委員会でもキトラ古墳の中を見学をさせていただいて、修復するものについての免震構造物、備品としての免震をするという考え方もあろうかと思えます。先ほどの事業の柱の中で、広く一般の方々にも見ていただく施設にしていけないといけません。そして、なおかつ、にぎわいのある施設を併設する。その中で、もう一つ、目玉になっているのが、ホテルを民設民営で募集をかけるということで、これが一つの柱かと思うのですが、その民設民営のホテルに対して、当然のことながら、この断層帯のことにも触れて、ここにこういう断層帯が走っているということを恐らく当然データをお渡しになる。そのときに、どのあたりにあるのかといっても、確実な場所の特定すら、現在できていない状況です。幾ばくかの費用をかければ、弾性波を生じさせて、ちょうど目の前が国道25号ですから、その国道25号で探査をすれば、どのあたりに断層があるのかは、この中にも技術職の方がいらっしゃいますので、確定することは可能なのです。ですので、そのマイナス要因をきちんと調べるのが非常に大切だと思います。この点についてはどうでしょうか。

○荒井知事 先ほどの候補地検討に際しても、情報がみんなオープンに、伝わっていなかったのではないかとご指摘がありました。オープンにすべきだと思います。今後いろいろな投資を招く場合、民間の投資を招く場合にも、このような条件といいますか、探査が進んでいる地域だということは、できるだけオープンにして募集をすべきだと思いますので、そのようにしたいと思います。

○清水副委員長 5点目、この事業箇所は、自然公園区域及び風致地区、並びに市街化調整区域です。これも昨日ご答弁いただいたのですが、この市街化調整区域の中に既に公共下水道のパイプが埋められています。このことを天理市にもお伺いをしたのですが、杣内の南交差点から3スパン、140メートルは既に埋設をしているとのことでした。ただ、この市街化調整区域内に公共下水道の管を埋設するためには、当然のことながら、事業認

可の申請、もしくは事業認可に近い形で奈良県と協議をする必要があります。どういものが建つから、ここに布設をするという最低の協議が何らかの形で必要なのです。ところが天理大学だと思のですが、大学の一部施設を同場所に建設予定であったのではないかと、私に聞かせていただきました。きのうのきょうですので、どういうものをつくれるのか確たる情報はわかりませんが、大学側が施設としてあまり好ましくない位置だと決められたのかどうかは私は大きいネックだと思います。大学とは、当然のことながら、昼間及び準夜間において学生がかなり集われる場所でもありますので、より安全が求められると理解しますが、ここに東縁断層帯が本当に直下にあれば、大変なことになるのではないのかと考えます。学校施設をつくるにしても、費用が莫大になって相当苦勞されるのではないかと、私なりに今、思っているのですけれども、こういう情報は知事にご存じですか。

○荒井知事 この場所は天理教の土地でしたので、購入に当たって、天理教の教団が大学施設をつくろうと思っていたけれど、危ないからやめて県に売ったということはないのか、知っているのかというご質問であると理解しましたが、そのようなことは承知しておりません。そのようなことあったのかどうかについては聞いたことはありません。

○清水副委員長 いずれにしても、今回の計画の中には、人材育成であったり、教育研究機関の機能等々が設けられます。6つの柱がありますが、そのコンセプトについては当然何ら問題はなかろうと思のですけれども、ただ、位置特性からすると、南部、東部地域の中にもっと適地があるのではないのかという気持ちがあるのと、もう1点は、県ではファシリティーマネジメントとして県有資産をどう有効に使うかということをいろいろご苦勞されている中で、なぜファシリティーマネジメントの対象になる物件を優先せずに、この地に決定をしたのか何が何となくすっきりふに落ちないものがあります。その点については、知事どうでしょうか。

○荒井知事 南部、東部地域につくってもいいのに、どうして天理市のこのあたりにつくったのかというご疑念に基づくご質問だと理解いたします。この国際芸術家村のようなものをつくれたらという経緯の一つの動機になったのは、東京藝術大学の分室、あるいは滞在する家がないだろうか。日吉館のように芸術家、会津八一が集ったような滞在する建物はないだろうかということでした。その場所は文化財が多いので、奈良市内がいいわけですけれども、奈良市内の風情と、もう少し離れたところの風情はどうだろうか比較検討した経緯があります。そのときに、当時の東京藝術大学の学長はじめ、いろいろな方が、

奈良市内へ来て文化財を研究する人が多いので、余り奈良市内から離れたら困るということが大きな意見として出てきたのを記憶しています。この場所につくる場合でも、奈良市からどのくらいの時間で行けるのですかということ、構想等検討委員会で議論になったことを記憶しています。もっと南につくって、そこに行ってもらったらということでありましたら、来訪者がなかなか来てくれないということとの兼ね合いで、ここはどうか、このほうがいいと決まってきたように記憶しています。それには、芸術家が日本の中で一番多いのはやっぱり東京ですので、東京の芸術家の卵のような方が訪問して活用する、会津八一にしろ、東京藝術大学分室にしろ、多摩美術大学にしろ、文化服装学院にしろ、奈良に来て、奈良の文化の影響を受けて生徒が帰るのですと言っていたときに、必ず泊まられるときに、この辺りにあるホテルではなしに、もう少し芸術家が泊まれるアーティストレジデンスというコンセプトで芸術活動にさらに感化されるような場所をというイメージを持ってこの芸術家村を構想した当初の経緯が、記憶にあります。そのような観点から、もちろん天理市ということをもっと最初に決めたわけではありませんが、奈良市から遠くないところ、西のほうも候補はあったかもしれませんが、奈良盆地の形状からすると、この飛鳥に戻る途中の山の辺の地が自然と出てきたと、そのようなことであったと申し述べさせていただきます。

○清水副委員長 当然、芸術や文化の振興は、この奈良の地において非常に重要な位置を占めるということは、私も理解はできます。ただ、南部、東部地域への誘客の問題、それと、南北の時間軸を短くしようという問題は、京奈和自動車道をやっていただいている、短縮は将来も見込めるわけです。それと、リニアも20年後には奈良に駅ができると、非常に楽しみでもあるわけです。ですので、時間軸の問題点は、この文化や芸術の問題ではそれほど重要な要件ではない気がいたします。ただ、ひたすら先ほど来、説明をしていますように、県民の皆さんの多くも、本当に安全なところに安全な建物をつくっていただきたい、巨額を投資をするのであるから、当然のことながら、税をそういう場所に投資していただきたいという思いがあろうかと思えます。安全を少し横に置いてというご答弁にも聞こえましたが、知事の本心は、そうではないと思います。当然、県民の命を守る最大限の仕事をお持ちなわけですので、この地に決められた手順として、私は、まずは人命、そして、その次に何かあるのかという順番が余り明らかでないということを申し上げたいと思っています。この繰り返しをしても仕方がありませんので、以上で質問を終わります。

○小泉委員長 これをもちまして理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入りたいと思いますので、当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めます。

○亀田委員 自由民主党といたしましては、付託された全ての議案に賛成させていただきます。以上です。

○西川委員 自民党奈良もこの議案に対して全面的に賛成をさせていただきます。以上です。

○田尻委員 民進党も賛成します。

○太田委員 私は、(仮称)奈良県国際芸術家村については認められないということから、この予算には反対したいと思います。

○山本委員 賛成します。

○山中委員 公明党といたしましては、付託されました議案全てに賛成します。

○清水副委員長 数点理由がありますので、その数点を読み上げさせていただきます。

1点目、平成17年3月に発行されました奈良県の資料、第2次奈良県地震被害想定調査によると、天理市杣之内の(仮称)奈良県国際芸術家村の事業箇所は奈良盆地東縁断層帯に近接しており、同資料の発生予想震度分布図では震度7が想定されています。また、液状化危険度を示すPL値は10から15の範囲にあり、液状化の可能性が中程度と示されてもおります。本来であれば、このことをもって候補地から除外すべきであったのではないかと考えます。

2点目、先ほど知事からご紹介のありました検討委員会で議論された内容が3件しかホームページに載っていない。これは県民に対して情報の提供が少な過ぎるということを上げたいと思います。

3点目、9月28日、昨日ですが、この予算審査特別委員会で、奈良盆地東縁断層帯の位置を特定したのかという問いに対して、特定をしていないと答弁がありました。一番の不安要素である断層の位置確認を行わないことについて、私は理解ができません。直下型地震を予測した耐震対策や液状化対策には、通常の建築物をつくる以上の費用が必要であることは言うまでもありません。

4点目、同敷地内には民設民営でホテルの誘致計画が含まれておりますが、近接して断層があるような場所に多額な費用を投資してホテル建設に応募する事業者が果たしてあるのか。そのことに非常に不安を感じています。

(仮称)奈良県国際芸術家村は、このような不安要素の多い土地に建設するのではなく、

観光振興対策を柱にした合理的な理由などを根拠に、他の奈良県南部、東部の候補地を選定すべきであると私は考えております。文化財保存に対する基本コンセプトには賛同しますが、上記の4つの理由を含め、本計画場所に巨費を投じるべきではなく、今やるべきことは人口減少対策や教育への投資であると考えております。したがって、今回、補正予算に計上されました（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業費8億8,600万円余については、日本維新の会としては反対します。

なお、その他の補正予算につきましては賛成します。以上です。

○小泉委員長 それでは、これより採決を行いたいと思います。

委員より議案について賛否の意見がありましたので、起立により採決を行いたいと思います。

議第60号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数であります。よって、議第60号については、原案どおり可決することに決しました。

以上で議案の審査は終了いたしました。

これをもって総括審査を終わります。

次に、委員長報告についてですけれども、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○太田委員 反対討論いたします。

○小泉委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いをいたします。

日本維新の会は、反対討論をされますか。

○清水副委員長 反対討論はいたしません。

○小泉委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しますので、よろしく願いいたします。

次に、委員長報告についてですけれども、正副委員長にご一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、正副委員長に一任とさせていただきます。

なお、衆議院解散に伴う補正予算案が10月4日水曜日の本会議に上程される予定です。

その際には、本会議を休憩し、予算審査特別委員会を開催する予定ですので、ご出席をお願いします。

それでは、本日の会議を終わります。